

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 24 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 7 年 12 月 26 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|-----------------------|----------------|------------------------|
| 春日井市 | 2 者 | 新開町字新開 31 番ほか 7 筆 |
| 犬山市 | 1 者 | 羽黒菊川 13 番ほか 3 筆 |
| 江南市 | 1 者 | 北山町東 40 番ほか 1 筆 |
| 小牧市 | 1 者 | 小木西一丁目 155 番ほか 17 筆 |
| 稻沢市 | 7 者 | 祖父江町山崎舟橋 288 番ほか 173 筆 |
| 尾張旭市 | 3 者 | 東印場町二反田 255 番ほか 2 筆 |
| 豊明市 | 8 者 | 沓掛町萱野 65 番ほか 769 筆 |
| 日進市 | 5 者 | 野方町稻荷 21 番ほか 6 筆 |
| 清須市 | 1 者 | 春日宮重町 423 番ほか 1 筆 |
| 長久手市 | 51 者 | 前熊寺田 109 番 2 ほか 211 筆 |
| 愛知郡東郷町 | 3 者 | 大字春木字千子 655 番ほか 3 筆 |
| 丹羽郡大口町 | 4 者 | 替地一丁目 39 番ほか 35 筆 |
| 丹羽郡扶桑町 | 3 者 | 大字斎藤字御堂 18 番ほか 4 筆 |